

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案 に対する意見募集の結果について

平成28年3月29日

平成28年1月29日付けで、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案に対する意見募集を行った結果、以下のとおり御意見をいただきました。

御提出いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。
御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間: 平成28年1月29日(金)～平成28年2月27日(土)
- (2) 告知方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省、経済産業省ホームページ
- (3) 意見提出方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. ご意見総数

意見数: 3件

3. 意見の概要及びそれらに対する考え方

寄せられたご意見及びそれらに対する考え方については、別紙のとおりです。

◆フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案へのご意見に対する考え方

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に関する考え方
1	<p>「事前の届出等及び様式を定めます」と言うが、事前の届出等とは何か、どんな様式かが見当たらないので、適否を判断したり意見を提出したりすることができない。</p>	<p>事前の届出等とは、特定漏えい者が電子報告システムを使用して報告等を行う際に必要となる識別符号について、環境大臣又は経済産業大臣が特定漏えい者に対し付与することに先立ち、特定漏えい者から電子報告システムを使用して報告等を行うことを届け出ていただくことなどを意味しています。 様式については、識別符号を付与すべき特定漏えい者を特定できるようにするための情報を記入していただくものなどを想定しています。</p>
2	<p>事前届出の届出先と算定漏えい量報告の提出先が、異なる場合がある。命令の実施には事業者混乱のないようお願い致します。</p>	<p>ご意見のとおり、電子システムの事前届出書の提出先は環境大臣又は経済産業大臣、フロン類算定漏えい量の報告先は事業所管大臣であり、それぞれの提出先が異なっております。この点は、事業者混乱のないよう説明会等において周知してまいります。</p>
3	<p>「識別符号」及び「暗証符号」の情報管理を十分をお願いします。</p>	<p>「識別符号」及び「暗証符号」については、必要なセキュリティ対策を講じた上で、情報管理いたします。</p>